

環境保全に関する協定書

東御市長（以下「甲」という。）と事業者（東御市環境をよくする条例第2条第1項第5号に規定する特定事業者。以下「乙」という。）とは、乙が実施する事業（東御市環境をよくする条例第2条第1項第6号及び第8号に規定する特定事業または開発事業。以下「事業」という。）に関して、東御市環境をよくする条例第43条の規定により、以下のとおり協定を締結する。

乙の氏名または名称：有限会社ケイ・ティ経営研究所

事業の種類及び区分：開発事業（再生可能エネルギー電気事業・太陽光発電施設）

事業を実施する場所：東御市滋野字東屋惣

乙 3678、乙 3669-3、乙 3674-3、乙 3674-6、乙 3675、乙 3676、
乙 3677-1、乙 3679、乙 3680-1、乙 3680-2、乙 3680-3、乙 3681-3、
乙 3692-1、乙 3692-2、乙 3705-2、乙 3706、乙 3706-2

計17筆

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義、誠実をもってこの協定を忠実に履行しなければならない。

（遵守の義務）

第2条 乙は、法令及び東御市環境をよくする条例等を遵守し、公害及び災害（以下「公害等」という。）の発生防止並びに環境保全に万全を期さなければならない。

（完了確認）

第3条 乙は、事業に係る工事が完了したときは、速やかに甲に事業完了の届出をし、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は、前項の確認において改善の必要があると認められた場合は、甲の指示に従い必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、事業計画の変更または増設しようとするときも前項と同様とする。

（道路計画）

第4条 乙は、事業に必要な幹線及び支線道路を整備する場合には、甲の地域開発計画に協力するものとし、甲の指導のもとにすべて舗装し、側溝は流末先まで完全なものを設置するとともに、安全施設等も乙の負担において整備するものとする。

（用水計画）

第5条 乙は、事業において水道を必要とする場合には、水道計画について市水道管理者と協議し、具体的な指示を受けて施工しなければならない。

（排水計画）

第6条 乙は、事業に伴う汚水、雨水及び泥水等の処理については、市下水道管理者及び甲の指示に従い、下水道接続または浄化槽、沈殿槽、浸透樹、調整池等の処理施設の設置等により適切に処理し、隣接地その他へ影響がないようにしなければならない。

2 前項の流末処理を河川または側溝等に放流する場合は、関係地域市民の代表並びに関係水利権者と協議し、承諾を得るものとする。

(公害防止及び防災計画)

第7条 乙は、事業に伴い必要と認められる公害防止及び防災施設については、甲の監督、指示に従って設計施工し、公害等の発生防止について万全を期さなければならない。

2 前項の公害防止及び防災施設は、他の施設及び工事に先行して施工しなければならない。

(公害等発生の措置)

第8条 乙は、前各条の措置を講じたにもかかわらず公害等の発生のおそれが生じ、または公害等が発生した場合は、速やかに甲へ報告し、甲と協議のうえ甲の指示に従い、乙の責任において速やかに必要な措置を講じなければならない。

(事業地内への立ち入り)

第9条 乙は、甲が事業地内へ立ち入り、調査または検査等を希望する場合はこれに応じなければならない。

2 前項の規定は、甲が乙の立ち会いを希望する場合においても同様とする。

(事業の運営)

第10条 乙は、事業の運営に伴い、発電設備及び調整池等において月1回以上の点検及び清掃等の維持管理を行わなければならない。

2 乙は、台風等による大雨、強風等が予想される場合においては、事前にこれに備えた対応を行い、その後、前項に規定する維持管理とは別に、点検及び清掃等の維持管理を行なわなければならない。

3 乙は、前各項の点検時に異常が見られた場合は、速やかに甲へ報告しなければならない。

(報告の徵収)

第11条 甲は、この協定の施行に必要な限度において、乙に対し、報告若しくは資料の提出を求めができるものとする。

2 乙は、甲による前項の報告若しくは資料の提出の求めがあった場合は、速やかに応じるものとする。

(地域住民への配慮対応)

第12条 乙は、市民等から意見、要望、苦情等を受け付けられる窓口を設置するとともに、事業地近辺に連絡先を掲載等、広く明示しなければならない。

2 前項の窓口に市民等から意見、要望、苦情等の問い合わせがあった場合は、速やかに且つ真摯に対応し、対応結果等を甲へ報告しなければならない。

(補償の責任)

第13条 乙は、事業に係る工事及び事業に起因して、甲または第三者に損害を与えた場合には、乙の責任とし、速やかに復旧措置を講じるとともに、損失等の補償について誠実に履行しなければならない。

2 前項の被害対象については甲乙協議するものとする。

(事業の終了)

第14条 乙は、発電事業を終了する場合には設備を解体し、廃棄する場合は、法令に基づき適正に処理を行わなければならない。

- 2 乙は、撤去後は整地を行い、植栽等の現状回復を速やかに行わなければならない。
- 3 乙は、前項の撤去及び処分並びに植林等の費用として、法令に基づき、積み立てなければならない。
- 4 乙は、撤去及び処分並びに植林等が完了したときは甲へ報告し、甲の確認を得なければならない。

(権利義務の承継)

第15条 乙は、乙の計画した事業を第三者に譲渡もしくは移転したときは、本協定に定めた事項のすべてを承継し、乙の負担する権利義務は、乙及び譲受人が連帶してその責任を負うものとする。

(定めのない事項の処理)

第16条 本協定に定めのない事項については、法令に定めるところによるもののほか、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(協定実施の期日)

第17条 この協定は、令和 3年 12月 24日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙各1通を所有する。

令和 3年 12月 24日

(甲) 住 所 長野県東御市県281番地2
氏 名 長野県東御市長 花岡 利夫



(乙) 住 所 〒380-0942 長野市大字小柴見283番地
氏 名 有限会社ケイ・ティ経営研究所
代表取締役 塚田國之



(協定書別紙)

協定書第 16 条に基づく協議事項

【事業者： 有限会社ケイ・ティ経営研究所】

協議（協定）事項		担当課等
1	雨水浸透施設への堆積土砂については、届出書に記載のとおり、2年に1回程度の搬出管理を確実に実施し、隣接地への雨水排水による被害が及ばないようにしてください。	建設課
2	出入口について市道に接するため、市と事前協議をしてください。	
3	現在、文化財・埋蔵文化財は発見されておりませんが、森林であったため、文化財調査が不十分な地域です。 立木伐採後、計画地内の分布調査を実施しますので、ご承知おきください。 また、分布調査により文化財の存在が確認された場合は、保護協議を行います。場合により試掘調査が必要になると考えられますので、その際はご協力をお願いします。	教育課
4	近隣、周囲の環境保全に留意してください。	生活環境課
5	区と締結した協定書の内容を遵守し、良好な関係構築に努めてください。	
6	事業を着工する際は、地元区に必ず連絡してから行ってください。	
7	事業概要について、事業着工前や事業操業後変更等が生じた場合、地元区及び近隣へ十分な説明をしてください。	
8	事業実施にあたっては、開発事業者の責任において適切に実施してください。 また、開発工事中においても、隣地等に影響及び諸問題が生じないよう、開発事業者の責任において適切に実施してください。	
9	東御市環境をよくする条例第 30 条の規定により、工事完了後 7 日以内に『事業（完了・措置）届出書』に必要書類を添付し、提出してください。	
	以下余白	